

平成二十五年原子力規制委員会規則第二号

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号）第三十四條、第三十五條、第六十二條の三及び第六十六條並びに東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令（平成二十五年政令第五十三号）第二条第一項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則を次のように制定する。

（適用）

第一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第四十三條の三の二十一、第四十三條の三の二十二、第四十三條の三の二十六及び第六十二條の三の規定による東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設）についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令（以下「令」という。）に規定する東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設をいう。）に関する事項については、法第六十四條の三第一項の認可があつた場合には、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号。以下「実用炉規則」という。）の規定にかかわらず、この規則の定めるところによる。

（定義）

第二条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「放射線」とは、原子力基本法（昭和三十三年法律第八十六号）第三条第五号に規定する放射線又はメガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線若しくはエックス線であつて、自然に存在するもの以外のものをいう。
- 二 「放射性廃棄物」とは、実用炉規則第二条第二項第二号に規定する放射性廃棄物をいう。

- 三 「燃料体」とは、実用炉規則第二条第二項第三号に規定する燃料体をいう。
- 四 「管理区域」とは、実用炉規則第二条第二項第四号に規定する管理区域をいう。
- 五 「保全区域」とは、実用炉規則第二条第二項第五号に規定する保全区域をいう。
- 六 「周辺監視区域」とは、実用炉規則第二条第二項第六号に規定する周辺監視区域をいう。

七 「放射線業務従事者」とは、実用炉規則第二条第二項第七号に規定する放射線業務従事者をいう。

八 「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号。以下「品質管理基準規則」という。）第二条第二項第一号に規定する保安活動をいう。

九 「品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。

十 「廃止措置対象施設」とは、発電用原子炉施設のうち、令において読み替えて適用する法第四十三條の三の三十四第二項の規定に基づき認可を受けた実施計画（法第六十四條の二第二項に規定する実施計画をいう。以下この項において同じ。）に定められた廃止措置に関する事項に係る廃止措置の対象となるものをいう。

十一 「設計上考慮する事象」とは、次に掲げる事象であつて、発電用原子炉施設のうち実施計画に定められたもの設計において発生を考慮しているものをいう。

- イ 自然現象
- ロ 発電用原子炉施設を設置する工場若しくは事業所内又はその周辺における発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）
- ハ 発電用原子炉施設内における火災その他の発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象

第三条 法第四十三條の三の二十一の規定による記録は、発電用原子炉ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これらを保存しておかなければならない。ただし、原子力規制委員会がやむを得ないと認めるときは、当該記録に代えて、原子力規制委員会が適当と認める措置によることができる。

（記録）

記録事項	記録すべき場	保存期間
一 発電用原子炉施設の施設管理（第十二條に規定する施設管理をいう。以下この表において同じ。）に係る記録	合	施設管理の実施した発電用原子炉施設
イ 第十二條第三号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設の実施した発電用原子炉施設	施設の解体又は廃棄をした後五年が経過するまでの期間
ロ 第十二條第四号の規定に評価による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	施設の実施した発電用原子炉施設	施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間
ハ 第十二條第七号の規定に検査による検査の結果	都度	検査の実施した発電用原子炉施設
二 運転記録（廃止措置対象施設に係るものを除く。）	都度	運転開始前及び運転停止開始及び後の発電用原子炉施設の点検の結果
イ 運転開始前及び運転停止開始及び後の発電用原子炉施設の点検の結果	都度	一年間
ロ 警報装置から発せられたその都度の警報の内容	都度	一年間
ハ 運転管理責任者及び運転交代の氏名並びにこれらの者の交代の日時及び交代時の引継事項	都度	一年間
二 原子炉本体（四号炉、五号炉、六号炉）（それぞれ令に規定する東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設に係る四号炉、五号炉及び六号炉をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）に注入する冷却材の流量	都度	十年間
ホ 原子炉压力容器（四号炉、五号炉及び六号炉に係るものを除く。）の底部の温度	都度	十年間

へ 原子炉格納容器（四号炉、五号炉及び六号炉に係るものを除く。）内の温度	連続し十年間	
ト 使用済燃料貯蔵槽における冷却材の温度	毎日一十年間	
チ 原子炉格納容器（四号炉、五号炉及び六号炉に係るものを除く。）内における原子核分裂生成物のうちキセノン又はクリプトンの濃度	毎日一十年間	
リ 原子炉压力容器（四号炉、五号炉及び六号炉に係るものを除く。）及び原子炉格納容器（四号炉、五号炉及び六号炉に係るものを除く。）に封入される窒素の流量	毎日一十年間	
又 原子炉格納容器（四号炉、五号炉及び六号炉に係るものを除く。）内における水素の濃度	毎日一十年間	
ル 発電用原子炉施設内における放射性物質を含む海水及び地下水の水位	測定の一十年間	
ヲ 建屋周辺の地下水の水位及び放射能濃度	測定の一十年間	
ワ 第十四条第五号口の運転その上の制限に関する点検及び運転上の制限からの逸脱があった場合に講じた措置	都一年間	
三 燃料体の記録（イからトまでに掲げる事項については、廃止措置対象施設を除く。）	受渡し十年間	
イ 燃料体（使用済燃料を除く。）の種類別の受渡重量	都度の取出後十年間	
ロ 発電用原子炉への燃料体の種類別の挿入量	都度の取出後十年間	
ハ 使用済燃料の種類別の取出量	都度の取出後十年間	

二 取り出した使用済燃料の燃焼度	取出し十年間	
ホ 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置又は五年間	
へ 使用済燃料の種類別の抽出量、その抽出から抽出までの期間及びその放射能の量	抽出後十年間	
ト 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	抽出後十年間	
チ 工場又は事業所の外において貯蔵しようとする使用済燃料の記録	貯蔵後十年間	
(1) 外観	抽出後十年間	
(2) 燃焼度	抽出後十年間	
(3) 取出しから容器への封入までの期間	抽出後十年間	
(4) 使用済燃料を封入した容器内における当該使用済燃料の配置	抽出後十年間	
四 工場又は事業所の外において貯蔵しようとする使用済燃料を封入した容器の記録	抽出後十年間	
イ 外観	抽出後十年間	
ロ 漏えい率	抽出後十年間	

ハ 真空乾燥した後の真空度又は不活性ガスを充填した後の湿度並びに充填した不活性ガスの成分、量及び圧力	抽出後十年間	
ニ 容器内において使用済燃料の位置を固定するために用いた装置の外観	抽出後十年間	
ホ 重量	抽出後十年間	
五 放射線管理記録	抽出後十年間	
イ 発電用原子炉施設（五号炉及び六号炉並びにこれらの附属施設を除く。）のうち遮蔽壁を設ける必要があるもの（廃止措置対象施設を除く。）の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	抽出後十年間	
ロ 使用済燃料の貯蔵施設（二号炉、二号炉、三号炉及び四号炉（それぞれ令に規定する東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設に使用済燃料の一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉をいう。以下同じ。）並びに廃止措置対象施設に係るものを除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設等（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉に係るものを除く。）の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	抽出後十年間	
ハ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射線濃度の平均値及び三月間、一回、は毎日、三月間、一回、は平均濃度にあっては三月	抽出後十年間	

二 管理区域における外部放射線に係る一週間の線量当量、空気中の放射性物質の一週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	抽出後十年間	
ホ 放射線業務従事者の四月一日を始期とする一年間の線量、及び妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない者を発用原子炉設置者に書面一度で申し出た者を除く。）の放り、三射線業務従事者の四月一日、七月一日、十月一日及び一月線量に一日を始期とする各三月間の線量並びに本人の申出等によは三月り発電用原子炉設置者が妊娠ごとの事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月一日の線量始期とする一月間の線量	抽出後十年間	
へ 四月一日を始期とする一年間の線量が二十ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該一年間を含む五年間の規制委員会が定める五年間の線量	抽出後十年間	
ト 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	抽出後十年間	

<p>チ 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばく者の経歴及び原子力規制委員会が定める五年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴</p>	<p>リ 工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路</p>	<p>又 廃棄施設に廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固化した場合に当該容器の数量及び比重並びにその廃棄又は投棄の日、場所及び方法</p>	<p>ル 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固化した場合に、その方法</p>	<p>ヲ 放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名</p>	<p>六 発電用原子炉施設等の事故記録</p>	<p>イ 事故の発生及び復旧の日</p>	<p>ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置</p>	<p>ハ 事故の原因</p>	<p>ニ 事故後の処置</p>					
<p>イ 風象記録</p>	<p>ロ 降雨量</p>	<p>ハ 大気温度</p>	<p>八 保安教育の実施計画</p>	<p>イ 保安教育の実施日時及び項目</p>	<p>ハ 保安教育を受けた者の氏名</p>	<p>九 廃止措置記録</p>	<p>イ 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる発電用原子炉施設の設備の名称</p>	<p>ロ イに規定する工事の対象となる廃止措置対象施設から当該工事に伴い生じる物(放射性廃棄物を除く)の表面における放射性物質の密度及び当該物に含まれる放射性物質の数量の測定結果、測定方法、測定日及び測定をした者の氏名</p>	<p>十 品質管理基準規則第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(他の号に掲げるものを除く。)</p>	<p>十一 第十七条に規定する防護措置の記録</p>	<p>イ 見張人による巡視の状況及びその担当者の氏名</p>			
<p>イ 風向及び風速</p>	<p>ロ 降雨量</p>	<p>ハ 大気温度</p>	<p>八 保安教育の実施計画</p>	<p>イ 保安教育の実施日時及び項目</p>	<p>ハ 保安教育を受けた者の氏名</p>	<p>九 廃止措置記録</p>	<p>イ 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる発電用原子炉施設の設備の名称</p>	<p>ロ イに規定する工事の対象となる廃止措置対象施設から当該工事に伴い生じる物(放射性廃棄物を除く)の表面における放射性物質の密度及び当該物に含まれる放射性物質の数量の測定結果、測定方法、測定日及び測定をした者の氏名</p>	<p>十 品質管理基準規則第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(他の号に掲げるものを除く。)</p>	<p>十一 第十七条に規定する防護措置の記録</p>	<p>イ 見張人による巡視の状況及びその担当者の氏名</p>			
<p>イ 同項第三号に規定する立入制限区域へ立ち入ろうとする者への同項第五号イ及びロに規定する証明書等の発行の状況及びその担当者の氏名</p>	<p>ハ 第十七条第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又</p>	<p>ニ 出入口及び特定核燃料物質の常時監視の状況並びにその担当者の氏名</p>	<p>ホ 特定核燃料物質並びに特定核燃料物質を取り扱う設備及び装置の点検の状況並びにその担当者の氏名</p>	<p>ヘ 防護のために必要な設備及び装置の点検並びに保守の状況並びにその担当者の氏名及び訓練の実施状況</p>	<p>チ 特定核燃料物質の防護に関する秘密の範囲及び業務上知り得る者の指定の状況</p>	<p>リ 防護措置の評価及び改善の実施状況</p>	<p>十二 工場又は事業所において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度について法第六十一条の第一項の規定に基づく確認を受けようとするもの(以下「放射能濃度確認対象物」という。)の記録</p>	<p>イ 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度についてあらかじめ行う調査に係る記録</p>	<p>(1) 放射能濃度確認対象物の発生状況及び汚染の状況について調査を行った結果</p>	<p>(2) 放射能濃度確認対象物の材質及び重量</p>	<p>(3) 放射能濃度確認対象物について放射性物質による汚染の除去を行った場合は、その結果</p>	<p>(4) 放射能濃度確認対象物その中の放射性物質について計算度による評価を行った場合は、その計算条件及び結果</p>	<p>(5) 評価に用いる放射性物質の選択を行った結果</p>	<p>(6) 放射能濃度の決定を行う方法について評価を行った結果</p>
<p>イ 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度についてあらかじめ行う調査に係る記録</p>	<p>(1) 放射能濃度確認対象物の発生状況及び汚染の状況について調査を行った結果</p>	<p>(2) 放射能濃度確認対象物の材質及び重量</p>	<p>(3) 放射能濃度確認対象物について放射性物質による汚染の除去を行った場合は、その結果</p>	<p>(4) 放射能濃度確認対象物その中の放射性物質について計算度による評価を行った場合は、その計算条件及び結果</p>	<p>(5) 評価に用いる放射性物質の選択を行った結果</p>	<p>(6) 放射能濃度の決定を行う方法について評価を行った結果</p>	<p>イ 放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る記録</p>	<p>(1) 放射性物質の放射能濃度の測定条件</p>	<p>(2) 放射能濃度の測定結果</p>					

<p>(3) 放射能濃度確認対象物測定又工場又は中の放射能濃度の決定を行つた結果</p>	<p>(4) 測定に用いた放射線測定装置の点検・校正・保守・度管理を行った結果</p>	<p>(5) 放射能濃度確認対象物その測定及び評価に係る教育・度訓練の実施日時及び項目</p>	<p>ハ 放射能濃度確認対象物その管理について点検等を行った結果に係る記録</p>	<p>2 前項の表第五号イ及びロの線量当量率、同号ニの線量当量並びに同号ホ及びヘの線量は、それぞれ原子力規制委員会の定めるところにより記録するものとする。</p>	<p>3 第一項の表第五号ホ及びトの線量を記録する場合には、放射線による被ばくのうち放射性物質によつて汚染された空気を呼吸することによる被ばくに係る記録については、その被ばくの状態及び測定の方法を併せて記載しなければならない。</p>	<p>4 第一項の表第五号ホからチまでの記録の保存期間は、その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が五年を超えた場合において発電用原子炉設置者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間とする。</p>	<p>5 発電用原子炉設置者は、第一項の表第五号ホからトまでの記録に係る放射線業務従事者に、その記録の写しをその者が当該業務を離れる時に交付しなければならない。</p>	<p>6 第一項の表第五号又及びル、第六号並びに第九号の記録の保存期間は、法第四十三條の三の三十四第三項において準用する法第十二條の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。</p>	<p>第四条 法第四十三條の三の二十一に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項につ</p>
--	---	---	---	---	---	--	--	--	--

いて、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録することにより作成し、保存することができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、同項の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして、前条第一項の表の下欄に掲げる期間保存しておかなければならない。

3 第一項の規定による保存をする場合には、原子力規制委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(品質マネジメントシステム)

第五條 法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、実施計画（法第六十四條の二第二項に規定する実施計画をいう。以下同じ。）に定めるところにより、品質マネジメントシステムに基づき保安活動（第九條から第十六條までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメントシステムの改善を継続して行わなければならない。

第六條 削除

第七條 削除

第八條 削除

第九條 (管理区域への立入制限等) 法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、管理区域、保全区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域においてそれぞれ次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 管理区域については、次の措置を講ずること。ただし、原子力規制委員会がやむを得ないと認めるときは、当該措置に代えて、原子力規制委員会が適当と認める措置によることができる。この場合においては、当該措置を実施する区域を明らかにしなければならない。

イ 壁、柵等の区画物によつて区画するほか、標識を設けることによつて明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度に応じて人の立入制限、鍵の管理等の措置を講ずること。

ロ 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止すること。

ハ 床、壁その他の人の触れるおそれのある物であつて放射性物質によつて汚染されたもの

の表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める表面密度限度を超えないようにすること。

二 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度がハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

二 保全区域については、標識を設ける等の方法によつて明らかに他の場所と区別し、かつ、管理の必要性に応じて人の立入制限、鍵の管理、物品の持出制限等の措置を講ずること。

三 周辺監視区域については、次の措置を講ずること。

イ 人の居住を禁止すること。

ロ 境界に柵又は標識を設ける等の方法によつて周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らかなる場合は、この限りでない。

(線量等に関する措置)

第十條 法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、放射線業務従事者の線量等に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 放射線業務従事者の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないようにすること。

二 放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。

2 前項の規定にかかわらず、発電用原子炉施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、発電用原子炉施設の運転に重大な支障を及ぼすおそれがある発電用原子炉施設の損傷が生じた場合その他の緊急やむを得ない場合においては、放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者に限る。）をその線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。

3 前項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一 緊急作業時の放射線の生体と与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。

二 緊急作業についての訓練を受けた者であること。

三 原子力規制委員会が定める場合にあつては、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第八條第三項に規定する原子力防災要員、同法第九條第一項に規定する原子力防災管理者又は同法第三項に規定する副原子力防災管理者であること。

第十一條 削除

(発電用原子炉施設の施設管理)

第十二條 法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下この条及び第十七條の二第二項第一号において「施設管理」という。）に関し、発電用原子炉施設ごとに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 発電用原子炉施設が実施計画に定められた性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針（以下この条において「施設管理方針」という。）を定めること。ただし、廃止措置対象施設については、この限りでない。

二 前号の規定により定められた施設管理方針に従つて達成すべき施設管理の目標（施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める目標を含む。以下この条において「施設管理目標」という。）を定めること。

三 施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この条において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従つて施設管理を実施すること。

イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。

ロ 発電用原子炉施設の設計及び工事に關すること。

- ハ 発電用原子炉施設の巡視（発電用原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関する事項。
- ニ 発電用原子炉施設の点検、検査等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期に関する事項。
- ホ 発電用原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に保安の確保のための措置に関する事項。
- ヘ 発電用原子炉施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関する事項。
- ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（品質管理基準規則第二条第二項第七号に規定する未然防止処置を含む。）に関する事項。
- チ 発電用原子炉施設の施設管理に関する記録に関する事項。
- 四 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること。
- イ 施設管理方針及び施設管理目標にあっては、一定期間
- ロ 施設管理実施計画にあっては、前号イに規定する期間
- 五 前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画に反映すること。
- 六 発電用原子炉施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該発電用原子炉施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。
- 七 発電用原子炉施設について設置又は変更の工事（発電用原子炉施設のうち溶接をするものの溶接を含む。以下同じ。）をした場合には、その使用の開始前に、当該発電用原子炉施設の工事及び性能について検査を行い、当該発電用原子炉施設が次の各号のいずれにも適合していることを確認すること。
- イ 当該発電用原子炉施設に係る工事が実施計画に従って行われたものであること。
- ロ 当該発電用原子炉施設が実施計画に定められた性能を有するものであること。
- 八 使用を開始した発電用原子炉施設について、定期に検査を行い、当該発電用原子炉施設が実施計画に定められた性能を有するもの

- であることを確認すること。ただし、廃止措置対象施設については、この限りでない。
- 九 毎年度一回、前号に規定する検査の計画及び実施状況について原子力規制委員会に報告すること。
- （設計上考慮する事象に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置）
- 第十三条 法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、設計上考慮する事象に関して、実施計画に定めるところにより、次に掲げる発電用原子炉施設の保全に関する措置を講じなければならない。ただし、原子力規制委員会が発電用原子炉施設の状況その他の事情によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。
- 一 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画（次に掲げる発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における火災に関する事項を含む。）を定めるとともに、当該計画の実行に必要な要員を配置し、当該計画に従って必要な活動を行わせること。
- イ 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における可燃物の管理に関する事項。
- ロ 消防吏員への通報に関する事項。
- ハ 消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関する事項。
- ニ 設計上考慮する事象の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練を定期に実施すること。
- 三 設計上考慮する事象の発生時における発電用原子炉施設に必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、設計上考慮する事象の発生時における発電用原子炉施設に必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。
- 第十四条 法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の各号に掲げる発電用原子炉施設の運転に関する措置を

- 講じなければならない。ただし、廃止措置対象施設については、この限りでない。
- 一 発電用原子炉施設の運転に必要な知識を有する者に運転を行わせること。
- 二 発電用原子炉施設の運転に必要な構成人員がそろっているときでなければ運転を行わせること。
- 三 前号の構成人員のうち運転管理責任者は、発電用原子炉施設の運転に必要な知識、技能及び経験を有している者であつて、かつ、原子力規制委員会が告示で定める基準に適合したもののうちから選任すること。
- 四 前号に定めるもののほか、運転管理責任者に関する事項は、原子力規制委員会が告示で定める。
- 五 発電用原子炉施設の運転に関する次の事項を定め、これを運転員その他の従業者に守らせること。
- イ 発電用原子炉施設の運転に係る操作に関する事項
- ロ 運転員その他の従業者が発電用原子炉施設の状態で応じて定期的に又は必要に応じて確認すべき事項（運転上の制限（実施計画で定める発電用原子炉施設の運転に関する条件であつて、当該条件を逸脱した場合に発電用原子炉設置者が講ずべき措置が実施計画で定められているものをいう。以下この条及び第十八条において同じ。）を逸脱していないことを確認するためのものを含む。）並びにその確認の方法及び実施頻度又は時期に関する事項
- ハ 警報の発報、運転上の制限の逸脱その他の異状があつた場合に運転員その他の従業者が講ずべき措置（次号の処置を除く。）に関する事項
- 六 非常の場合に講ずべき処置を定め、これを運転員その他の従業者に守らせること。
- 七 運転上の制限を逸脱したときは、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告すること。ただし、第十八条第五号に掲げるときを除く。（工場又は事業所において行われる運搬）
- 第十四条の二 法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によつて汚

- 染された物（以下この項及び第十八条において「核燃料物質等」という。）の運搬に関し、次に掲げる措置（原子力規制委員会がやむを得ないと認めるときは、原子力規制委員会が適当と認める措置）を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。
- 一 核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。
- 二 核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- イ 核燃料物質によつて汚染された物（その放射能濃度が原子力規制委員会が定める限度を超えないものに限る。）であつて、放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他原子力規制委員会が定める放射線障害防止のための措置を講じたものを運搬する場合
- ロ 核燃料物質によつて汚染された物であつて、大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを原子力規制委員会の承認を受けた放射線障害防止のための措置を講じて運搬する場合
- 三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- イ 当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるものであつること。
- ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損が生じるおそれがないものであること。
- 四 核燃料物質等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によつて汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあっては、当該核燃料物質によつて汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会が定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第九条第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

五 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中に
おいて移動し、転倒し、又は転落するおそれ
がないように行うこと。
六 核燃料物質等は、同一の運搬機器に原子力
規制委員会の定める危険物と混載しないこ
と。

七 運搬経路においては、標識を設けること等
の方法により、運搬に従事する者以外の者及
び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを
制限し、かつ、必要な箇所に見張人を配置す
ること。

八 車両に積載して運搬する場合は、徐行する
とともに、運搬行程が長い場合にあっては、
保安のため他の車両を伴走させること。

九 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識
及び経験を有する者を同行させ、保安のため
必要な監督を行わせること。

十 運搬物(コンテナ(運搬途中において運搬
する物自体の積替えを要せずに運搬するため
に作られた運搬機器であつて、反復使用に耐
える構造及び強度を有し、かつ、機械による
積込み及び取卸しのための装置又は車両に固
定するための装置を有するものを含む。)に
収納された運搬物にあつては、当該コンテ
ナ)及びこれを運搬する車両の適当な箇所に
原子力規制委員会の定める標識を取り付ける
こと。

2 前項の場合において、特別の理由により同項
第三号及び第四号に掲げる措置の全部又は一部
を講ずることが著しく困難なときは、原子力規
制委員会の承認を受けた措置を講ずることも
つて、これらに代えることができる。ただし、
当該運搬物の表面における線量当量率が原子力
規制委員会の定める線量当量率を超えるとき
は、この限りでない。

3 第一項第二号から第四号まで及び第七号から
第十号までの規定は、管理区域内において行わ
れる運搬については、適用しない。

4 第一項の規定は、核燃料物質等の工場又は事
業所の外における運搬に関する規則(昭和五十
三年総理府令第五十七号)第三号から第十七号
の二まで及び核燃料物質等車両運搬規則(昭和
五十三年運輸省令第七十二号)第三号から第十
九号までに規定する運搬の技術上の基準に従つ
て保安のために必要な措置を講じて工場又は事
業所において行われる運搬については、適用し
ない。

(貯蔵)
第十五条 法第四十三条の三の二十二第一項の規
定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子
炉施設を設置した工場又は事業所において行わ
れる核燃料物質の貯蔵に関し、次の各号に掲げ
る措置を講じなければならない。ただし、廃止
措置対象施設については、この限りでない。

一 核燃料物質の貯蔵は、貯蔵施設において行
うこと。
二 貯蔵施設の目に付きやすい場所に、貯蔵上
の注意事項を掲示すること。
三 核燃料物質の貯蔵に従事する者以外の者が
貯蔵施設に立ち入る場合は、その貯蔵に従事
する者の指示に従わせること。

四 使用済燃料は、冷却について必要な措置を
講ずること。

五 核燃料物質の貯蔵は、いかなる場合におい
ても、核燃料物質が臨界に達するおそれがな
いように行うこと。
2 法第四十三条の三の二十二第一項の規定によ
り、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設
を設置した工場又は事業所の外において行われ
る使用済燃料の貯蔵に関し、次の各号に掲げる
措置を講じなければならない。

一 使用済燃料貯蔵事業者に使用済燃料の貯蔵
を委託すること。
二 貯蔵しようとする使用済燃料を選定するに
際し、当該使用済燃料の貯蔵を委託された使
用済燃料貯蔵事業者から提出された法第四十
三条の四第一項の許可に係る申請書に記載さ
れた使用済燃料の種類に従い選定すること。

三 前号の規定により選定した使用済燃料につ
いて、貯蔵の終了まで密封し、かつ、健全性
を維持するよう容器(当該使用済燃料の貯蔵
を委託された使用済燃料貯蔵事業者が当該使
用済燃料の貯蔵の終了まで密封したまま貯蔵
するための構造を有する容器であつて、溶接
により密封する構造のもの以外のものに限
る。)に封入すること。

四 当該使用済燃料の貯蔵を委託された使用済
燃料貯蔵事業者に対して、第三条第一項の表
第三号及び第四号の記録を引き渡すこと。
五 当該使用済燃料の貯蔵を委託された使用済
燃料貯蔵事業者による貯蔵の終了後におい
て、確実に使用済燃料を受け入れること。

第十六条 法第四十三条の三の二十二第一項の規
定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子
(工場又は事業所において行われる廃棄)

炉施設を設置した工場又は事業所において行わ
れる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲
げる措置(原子力規制委員会がやむを得ないと
認めるときは、原子力規制委員会が適当と認め
る措置)を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施
状況を確認しなければならない。

一 放射性廃棄物の廃棄は、廃棄及び廃棄に係
る放射線防護について必要な知識を有する者
の監督の下に行わせるとともに、廃棄に当た
つては、当該廃棄に従事する者に作業衣等を
着用させること。

二 放射性廃棄物の廃棄に従事する者以外の者
が廃棄施設に立ち入る場合には、その廃棄に
従事する者の指示に従わせること。

三 気体状の放射性廃棄物は、次に掲げるい
れかの方法により廃棄すること。
イ 排気施設によつて排出すること。
ロ 放射線障害防止の効果を持った廃棄槽に
保管廃棄すること。

四 前号イの方法により廃棄する場合は、排気
施設において、ろ過、放射能の時間による減
衰、多量の空気による希釈等の方法によつて
排気中の放射性物質の濃度をできるだけ低下
させること。この場合、排気口又は排気監視
設備において排気中の放射性物質の濃度を監
視することにより、周辺監視区域の外の空気
中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の
定める濃度限度を超えないようにすること。

五 第三号ロの方法により廃棄する場合におい
て、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊
熱等により著しい過熱が生じるおそれがある
ときは、冷却について必要な措置を講ずるこ
と。

六 液体状の放射性廃棄物は、次に掲げるい
れかの方法により廃棄すること。
イ 排水施設によつて排出すること。
ロ 放射線障害防止の効果を持った廃液槽に
保管廃棄すること。
ハ 容器に封入し、又は容器と一体的に固型
化して放射線障害防止の効果を持った保管
廃棄施設に保管廃棄すること。

ニ 放射線障害防止の効果を持った焼却設備
において焼却すること。
ホ 放射線障害防止の効果を持った固型化設
備で固型化すること。
七 前号イの方法により廃棄する場合は、排水
施設において、ろ過、蒸発、イオン交換樹脂

法等による吸着、放射能の時間による減衰、
多量の水による希釈等の方法によつて排水中
の放射性物質の濃度をできるだけ低下させる
こと。この場合、排水口又は排水監視設備に
おいて排水中の放射性物質の濃度が原子力規
制委員会の定める濃度限度を超えないよう
にすること。

八 第六号ロの方法により廃棄する場合におい
て、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊
熱等により著しい過熱が生じるおそれがある
ときは、冷却について必要な措置を講ずるこ
と。

九 第六号ハの方法により廃棄する場合におい
て、放射性廃棄物を容器に封入して行うとき
は、当該容器は、次に掲げる基準に適合する
ものであること。

イ 水が浸透しにくく、腐食に耐え、かつ、
放射性廃棄物が漏れにくい構造であるこ
と。
ロ 亀裂又は破損が生じるおそれがないもの
であること。
ハ 容器の蓋が容易に外れないものであるこ
と。

十 第六号ハの方法により廃棄する場合におい
て、放射性廃棄物を容器と一体的に固型化し
て行うときは、固型化した放射性廃棄物と一
体化した容器が放射性廃棄物の飛散又は漏れ
を防止できるものであること。

十一 第六号ハの方法により廃棄する場合にお
いて、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果
を持った保管廃棄施設に保管廃棄するとき
は、次にすること。
イ 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄
する場合は、封入された放射性廃棄物の全
部を吸収できる材料で当該容器を包むこ
と、封入された放射性廃棄物の全部を収容
できる受皿を設けること等当該容器に亀裂
又は破損が生じた場合の汚染の広がり
の防止について必要な措置を講ずること。

ロ 当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊
熱等により著しい過熱が生じるおそれのある
場合は、冷却について必要な措置を講ず
ること。
ハ 放射性廃棄物を封入し、又は固型化した
放射性廃棄物と一体化した容器には、放射
性廃棄物を示す標識を付け、かつ、当該放
射性廃棄物に関して第三条の規定に基づき

放射線障害防止の効果を持った固型化設
備で固型化すること。

記録された内容と照合できるような整理番号を表示すること。

二 当該保管廃棄施設には、その目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示すること。

十二 固体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいづれかの方法により廃棄すること。

イ 放射線障害防止の効果を持った焼却設備において焼却すること。

ロ 容器に封入し、又は容器と一体的に固型化して放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。

ハ 口の方法により廃棄することが著しく困難な大型機械等の放射性廃棄物又は放射能の時間による減衰を必要とする放射性廃棄物については、放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。

十三 前号ロに規定する方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入して行うときは、第九号及び第十一号（イを除く。）に規定する例によること。

十四 第十二号ロに規定する方法により廃棄する場合において放射性廃棄物を容器と一体的に固型化して行うときは、第十号及び第十一号（イを除く。）に規定する例によること。

十五 第十二号ハに規定する方法により廃棄する場合に、第十一号ロ及びニに規定する例によること。

（防護措置）

第十七条 法第四十三条の三の二十二第二項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を講じなければならない。ただし、原子力規制委員会がやむを得ないと認めるときは、当該措置に代えて、原子力規制委員会が適当と認める措置によることができる。

照射されていない次に掲げる物質	照射された前号に掲げる物質であつて、ウラン二三五の量が五キログラム以上のもの	照射された前号に掲げる物質であつて、ウラン二二三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二二三の量が二キログラム以上のもの	照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一米ートルの距離において吸収線量が一グレイ毎時を超えるもの（第二号に掲げるものを除く。）	照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一米ートルの距離において吸収線量が一グレイ毎時を超えるもの（第三号に掲げるものを除く。）
一 プルトニウム（プルトニウム二三八の同位体濃度が百分の八十を超えるものを除く。以下この表において同じ。）及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が二キログラム以上のもの	一 プルトニウム（プルトニウム二三八の同位体濃度が百分の八十を超えるものを除く。以下この表において同じ。）及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が二キログラム以上のもの	一 プルトニウム（プルトニウム二三八の同位体濃度が百分の八十を超えるものを除く。以下この表において同じ。）及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二二三の量が二キログラム以上のもの	一 プルトニウム（プルトニウム二三八の同位体濃度が百分の八十を超えるものを除く。以下この表において同じ。）及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二二三の量が二キログラム以上のもの	一 プルトニウム（プルトニウム二三八の同位体濃度が百分の八十を超えるものを除く。以下この表において同じ。）及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二二三の量が二キログラム以上のもの

又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が五キログラム以上のもの

ハ ウラン二二三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二二三の量が二キログラム以上のもの

ニ 照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一米ートルの距離において、当該物質から放出された放射線が空気に吸収された場合の吸収線量率（以下単に「吸収線量率」という。）が一グレイ毎時以下のもの

三 照射された第一号に掲げる物質であつて、その表面から一米ートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの（第二号に掲げるものを除く。）

四 プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が五百グラムを超え二キログラム未満のもの

ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が一キログラム未満のもの

ハ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の十以上で百分の二十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が十キログラム以上のもの

ニ ウラン二二三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二二三の量が五百グラムを超え二キログラム未満のもの

五 照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一米ートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下のもの

六 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十三年政令第三百二十四号。）第三条第三号に規定する特定核燃料物質（第十一号に掲げるものを除く。）

七 照射された第四号に掲げる物質であつて、その表面から一米ートルの距離において三

照射された前号に掲げる物質であつて、ウラン二三五の量が五キログラム以上のもの	照射された前号に掲げる物質であつて、ウラン二二三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二二三の量が二キログラム以上のもの	照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一米ートルの距離において吸収線量が一グレイ毎時を超えるもの（第二号に掲げるものを除く。）	照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一米ートルの距離において吸収線量が一グレイ毎時を超えるもの（第三号に掲げるものを除く。）
照射された前号に掲げる物質であつて、ウラン二三五の量が五キログラム以上のもの	照射された前号に掲げる物質であつて、ウラン二二三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二二三の量が二キログラム以上のもの	照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一米ートルの距離において吸収線量が一グレイ毎時を超えるもの（第二号に掲げるものを除く。）	照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一米ートルの距離において吸収線量が一グレイ毎時を超えるもの（第三号に掲げるものを除く。）

吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの（第八号に掲げるものを除く。）

八 照射されていない次に掲げる物質

イ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が十五グラムを超え五百グラム以下のもの

ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が十五グラムを超え一キログラム以下のもの

ハ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の十以上で百分の二十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が十キログラムを超え一キログラム未満のもの

ニ ウラン二二三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二二三の量が十五グラムを超え五百グラム以下のもの

九 照射された前号に掲げる物質（照射された同号ニに掲げる物質であつて照射直後にその表面から一米ートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えていたもの及び次に掲げるものを除く。）

十 照射された第一号、第四号又は第八号に掲げる物質（使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより容器に固型化した物（次号において「ガラス固化体」という。）に含まれるものであつて、その表面から一米ートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるものに限る。）

十一 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第三条第三号に規定する特定核燃料物質（ガラス固化体に含まれるものであつて、その表面から一米ートルの

照射された前号に掲げる物質であつて、ウラン二三五の量が五キログラム以上のもの	照射された前号に掲げる物質であつて、ウラン二二三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二二三の量が二キログラム以上のもの	照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一米ートルの距離において吸収線量が一グレイ毎時を超えるもの（第二号に掲げるものを除く。）	照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一米ートルの距離において吸収線量が一グレイ毎時を超えるもの（第三号に掲げるものを除く。）
照射された前号に掲げる物質であつて、ウラン二三五の量が五キログラム以上のもの	照射された前号に掲げる物質であつて、ウラン二二三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二二三の量が二キログラム以上のもの	照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一米ートルの距離において吸収線量が一グレイ毎時を超えるもの（第二号に掲げるものを除く。）	照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一米ートルの距離において吸収線量が一グレイ毎時を超えるもの（第三号に掲げるものを除く。）

距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるものに限る。）

2 前項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 特定核燃料物質の防護のための区域（以下「防護区域」という。）を定め、当該防護区域を鉄筋コンクリート造りの障壁その他の堅固な構造の障壁によつて区画し、及び適切かつ十分な監視を行うことができる装置を当該防護区域内に設置すること。

二 防護区域の周辺に、防護区域における特定核燃料物質の防護をより確実に行うための区域（以下「周辺防護区域」という。）を定め、当該周辺防護区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

三 周辺防護区域の周辺に、人の立入りを制限するための区域（以下「立入制限区域」という。）を定め、当該立入制限区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の周辺に標識及びサイレン、拡声機その他の人に警告するための設備又は装置を設置し、並びに照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

四 見張人に、人の侵入を監視するための装置（以下「監視装置」という。）の有無並びに防護区域における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じた適切な方法により当該防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域を巡視させること。

五 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域への人の立入りについては、次に掲げる措置を講ずること。

イ 業務上防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に常時立ち入ろうとする者については、当該防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域への立入りの必要性を確認の上、当該者に当該立入りを認めたことを証明する書面等（以下この項において「証明書等」という。）を発行し、当該立入りの際に、当該証明書等を所持させること。

照射された前号に掲げる物質であつて、ウラン二三五の量が五キログラム以上のもの	照射された前号に掲げる物質であつて、ウラン二二三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二二三の量が二キログラム以上のもの	照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一米ートルの距離において吸収線量が一グレイ毎時を超えるもの（第二号に掲げるものを除く。）	照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一米ートルの距離において吸収線量が一グレイ毎時を超えるもの（第三号に掲げるものを除く。）
照射された前号に掲げる物質であつて、ウラン二三五の量が五キログラム以上のもの	照射された前号に掲げる物質であつて、ウラン二二三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二二三の量が二キログラム以上のもの	照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一米ートルの距離において吸収線量が一グレイ毎時を超えるもの（第二号に掲げるものを除く。）	照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一米ートルの距離において吸収線量が一グレイ毎時を超えるもの（第三号に掲げるものを除く。）

- ロ 防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に立ち入ろうとする者（イに掲げる証明書等を所持する者（以下「常時立入者」という。）を除く。）については、その身分及び当該防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域への立入りの必要性を確認の上、当該者に証明書等を発行し、当該立入りの際に、当該証明書等を所持させること。
- ハ 防護区域に、ロに掲げる者が立ち入る場合は、当該防護区域内において常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。
- 六 業務用の車両以外の車両の防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域への立入りを禁止すること。ただし、防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に立ち入ることが特に必要な車両であって、特定核燃料物質の防護上支障がないと認められるものについては、この限りでない。
- 七 防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ駐車場を設置し、防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内に立ち入る車両は、当該駐車場に駐車すること。ただし、当該駐車場の外に駐車することが特に必要な車両であって、特定核燃料物質の防護上支障がないと認められるものについては、この限りでない。
- 八 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域の出入口においては、次に掲げる措置を講ずること。ただし、イ又はロに掲げる点検については、これと同等以上の特定核燃料物質の防護のための措置を講ずる場合は、当該点検を省略することができる。
- イ 特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為又は特定核燃料物質が置かれている施設若しくは特定核燃料物質の防護のために必要な設備若しくは装置（以下「防護設備等」という。）に対する破壊行為の用に供され得る物品（持込みの必要性が認められるものを除く。）の持込み及び特定核燃料物質（持出しの必要性が認められるものを除く。）の持出しが行われないように点検を行うこと。
- ロ 防護区域の出入口においては、第五号イ及びロに掲げる者が持ち込み又は持ち出そうとする物品について、当該防護区域にお

- ける特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ、イの点検のほか金属を検知することができる装置及び特定核燃料物質を検知することができる装置を用いて点検を行うこと。
- ハ 見張人に出入口を常時監視させること。ただし、出入口に施錠するとともに、人の侵入を検知して表示することができる装置を設置した場合は、この限りでない。
- 九 特定核燃料物質の管理については、次に掲げる措置を講ずること。
- イ 特定核燃料物質は、防護区域内に置くこと。
- ロ 見張人に、監視装置を用いる等の方法により特定核燃料物質を常時監視させること。ただし、鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設（以下この号及び第十二号において「施設」という。）であって次に掲げる措置を講じたものの中に置かれている特定核燃料物質については、この限りでない。
- (1) 施設の出入口に施錠するとともに、人の侵入を検知して表示することができる装置を設置すること。
- (2) 施設に立ち入ることが特に必要な者として当該施設に立ち入ることを認めた者以外の者の当該施設への立入りを禁止すること。
- (3) 見張人に、監視装置の有無並びに施設における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により施設の周辺を巡視させること。
- ハ 特定核燃料物質の取扱いに従事する者に、その取扱いに係る特定核燃料物質又は設備若しくは装置に異常が認められた場合には、直ちに、その旨をあらかじめ指定した者に報告させること。
- ニ 特定核燃料物質の取扱いに従事する者に、その日の作業の終了後に、その取扱いに係る特定核燃料物質並びに設備及び装置について点検を行わせ、当該点検において、当該特定核燃料物質又は設備若しくは装置について異常が認められた場合には直ちにその旨を、あらかじめ指定した者に報告させること。

- 十 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所内（防護区域内を除く。）において特定核燃料物質を運搬する場については、次に掲げる措置を講ずること。
- イ 特定核燃料物質を収納する容器に施錠及び封印をすること。ただし、容易に開封されない構造の容器を用いる等施錠及び封印と同等以上の措置を講じたときは、この限りでない。
- ロ 関係機関に運搬の日時及び経路を事前に通知すること。
- 十一 監視装置は、次に掲げる場所により設置すること。
- イ 人の侵入を確実に検知して速やかに表示する機能を有する監視装置を設置すること。
- ロ 監視装置を構成する装置であって人の侵入を表示するものは、防護区域内若しくは周辺防護区域内又は周辺防護区域の近くであって見張人が常時監視できる位置に設置すること。
- 十二 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域並びに施設の出入口の鍵及び錠については、次に掲げる措置を講ずること。
- イ 取替え又は構造の変更を行う等複製が困難となるようにすること。
- ロ 不審な点が認められた場合には、速やかに取替え又は構造の変更を行うこと。
- ハ 鍵を管理する者としてあらかじめ指定した者にその鍵を厳重に管理させ、当該者以外の者がその鍵を取り扱うことを禁止すること。ただし、あらかじめその鍵を一時的に取り扱うことを認めた者については、この限りでない。
- 十三 中央制御室（五号炉及び六号炉に係るものに限り。）及び特定重大事故等対処施設（実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号。以下「設置許可基準規則」という。）第二条第二項第十二号に規定する特定重大事故等対処施設をいう。以下この項において同じ。）に属する緊急時制御室（五号炉及び六号炉に係るものに限り。）については、次に掲げる措置を講ずること。
- イ 壁は、容易に破壊されないものであること。

- ロ 出入口の扉は、鉄製その他の堅固な扉とすること。
- 十四 中央制御室外から発電用原子炉施設を完全に停止させるための機能を有する機器（五号炉及び六号炉に係るものに限り。）については、次に掲げる措置を講ずること。
- イ 周囲に容易に破壊されない壁その他の障壁を当該機器の操作に支障を及ぼさないように設置すること。
- ロ イの規定により設置された障壁によって区画された区域に第五号ロに規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。
- 十五 交流電源を供給する全ての設備、発電用原子炉施設を冷却する全ての設備、使用済燃料貯蔵槽を冷却する全ての設備及び水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する全ての設備のうち、防護区域内に存する設備であって、第五号イ若しくはロに掲げる者による妨害行為又は破壊行為により、発電用原子炉施設若しくは使用済燃料貯蔵槽を冷却する機能又は水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する機能が喪失し、発電用原子炉施設内の特定核燃料物質を発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所の外に漏出させることとなるおそれがある設備（特定重大事故等対処施設に属する場合を除く。）については、次に掲げる措置を講ずること。
- イ 周囲に柵等を設置し、容易に人が近づけない措置を講ずること。
- ロ 周辺に照明装置等の容易に人の侵入を認ることができる設備又は装置を設置すること。
- ハ イの規定により設置された柵等の中で作業又は巡視を行う場合には、二人以上の者が同時に作業又は巡視を行うこと。
- 十六 交流電源を供給する全ての設備、発電用原子炉施設を冷却する全ての設備、使用済燃料貯蔵槽を冷却する全ての設備及び水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する全ての設備のうち、防護区域の外にあり、容易に妨害行為又は破壊行為を受けるおそれがある設備であって、これらの行為により発電用原子炉施設若しくは使用済燃料貯

蔵槽を冷却する機能又は水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する機能が喪失し、発電用原子炉施設内の特定核燃料物質を発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所の外に漏出させることとなるおそれがある設備については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 周囲に容易に破壊されない壁その他の障壁を設置すること。

ロ イの規定により設置された障壁の中で作業又は視察を行う場合には、二人以上の者が同時に作業又は巡視を行うこと。

ハ イの規定により設置された障壁によって区画された区域に第五号ロに規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。

十七 特定重大事故等対処施設（五号炉及び六号炉に係るものに限る。）は、防護区域内に設け、かつ、当該特定重大事故等対処施設を設置した防護区域内で作業又は巡視を行う場合には、二人以上の者が同時に作業又は巡視を行うこと。ただし、原子力規制委員会が発電用原子炉施設の状態その他の事情により特定重大事故等対処施設を設ける必要がないと認められる場合は、この限りでない。

十八 発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、電気通信回線を通じて妨害行為又は破壊行為を受けることがないように、電気通信回線を通じて当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断すること。

十九 前号の情報システムに対する妨害行為又は破壊行為が行われるおそれがある場合又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画を作成すること。

二十 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置には、非常用電源設備及び無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備を備え、その機能を常に維持するための措置を講ずること。

二十一 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置は、点検及び保守を行い、その機能を維持すること。

二十二 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関し、次に掲げる措置を講ずること。

イ 見張人が常時監視を行うための詰所（以下「見張人の詰所」という。）を防護区域内又は周辺防護区域内の鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設内に設置すること。ただし、その周囲に人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁を設置し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置した鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設内に設置する場合は、この限りでない。

ロ 見張りを行っている見張人と見張人の詰所との間における連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

ハ 防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に連絡のための設備を設置し、見張人の詰所への連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

ニ 見張人の詰所から関係機関への連絡は、定期的な、容易に傍受できない方法による二以上の連絡手段により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

ホ 見張人の詰所に第五号ロに規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。

二十三 地震、火災その他の災害により見張人の詰所が使用できない場合に備えて、次に掲げる措置を講ずること。

イ 見張人が常時監視できる装置を備えた監視所（以下「監視所」という。）を設置すること。

ロ 見張りを行っている見張人と監視所との間における連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

ハ 防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に連絡のための設備を設置し、監視所への連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

ニ 監視所から関係機関への連絡は、定期的な、容易に傍受できない方法による二以上の

の連絡手段により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

ホ 監視所に第五号ロに規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。

二十四 従業者に対し、その職務の内容に応じた特定核燃料物質の防護のために必要な教育及び訓練を行うこと。

二十五 特定核燃料物質の防護のために必要な体制を整備すること。

二十六 特定核燃料物質の盗取、特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為若しくは特定核燃料物質が置かれていた施設若しくは防護設備等に対する破壊行為（以下「妨害破壊行為等」という。）が行われるおそれがあり、又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画（以下「緊急時対応計画」という。）を作成すること。

二十七 特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項は、当該事項を知る必要があると認められる者以外の者に知られることがないよう管理すること。この場合において、次に掲げる特定核燃料物質の防護に関する秘密については、秘密の範囲及び業務上知り得る者（以下この項において単に「業務上知り得る者」という。）を指定し、管理の方法を定めることにより、その漏えいの防止を図ること。

イ 原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に関する事項

ロ 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置に関する詳細な事項

ハ 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関する詳細な事項

ニ 特定核燃料物質の防護のために必要な体制に関する詳細な事項

ホ 見張人による巡視及び監視に関する詳細な事項

ヘ 緊急時対応計画に関する詳細な事項

ト 特定核燃料物質の防護のために必要な措置の評価に関する詳細な事項

チ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第三条第一号イ、ロ及びホに規定する特定核燃料物質（取扱いが容易な形態のものに限る。）の貯蔵施設に関する詳細な事項

リ 特定核燃料物質の工場又は事業所内の運搬に関する詳細な事項

二十八 証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定を受けようとする者（以下この号において「対象者」という。）について、次に掲げる措置を講ずること。

イ 次に掲げるところにより、あらかじめ、対象者について、妨害破壊行為等を行うおそれがあるか否か又は特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行った場合にこれを漏らすおそれがあるか否かについての確認（以下この号において単に「確認」という。）を行うこと。

(1) 対象者の履歴、外国との関係及びテロリズムその他の犯罪行為を行うおそれがある団体（暴力団を含む。）との関係、事理を弁識する能力並びに特定核燃料物質の防護に関連する犯罪及び懲戒の経歴を調査し、確認を行うこと。

(2) 原子力規制委員会が定めるところにより、申告書その他の書類の提出又は提示を求める方法、対象者との面接、対象者の性格等に関する適性検査その他必要な方法により調査し、確認を行うこと。

(3) あらかじめ、対象者に対し、確認の実施に際し知り得た情報の漏えい及び目的外利用を防止する措置を講じていることその他必要な事項を説明し、個人情報情報の利用について対象者の同意を得た上で確認を行うこと。

ロ 確認を行った結果、対象者について、妨害破壊行為等を行うおそれがあり、又は特定核燃料物質の防護に関する秘密を漏らすおそれがあると認められる場合（イ（3）に規定する同意が得られない場合を含む。）は、対象者に対し、証明書等の発行及び業務上知り得る者の指定を行わないこと。

ハ 証明書等及び業務上知り得る者の指定の有効期間は、証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定の日から起算して五年以内とする。ただし、有効期間内であっても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、改めて確認を行うこと。

ニ 証明書等の発行に係るイ、ロ及びハに掲げる措置は、業務上次に掲げる区域等のい

る区域等については、次に掲げる措置を講ずること。

- （1）防護区域
 - （2）第十四号口に規定する区域
 - （3）第十六号ハに規定する区域
 - （4）見張人の詰所
 - （5）監視所
- 二十九 前各号の措置は、原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対応したものとすること。
- 三十 前各号の措置については、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な改善を行うこと。
- 三十一 第一項の表第七号から第十一号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、次に掲げるもののほか、前項第四号から第七号まで（第五号ハを除く。）、同項第九号（同号口を除く。）、同項第十一号（同号口を除く。）、同項第十八号から第二十一号まで、同項第二十四号から第二十七号まで、同項第二十九号及び同項第三十号の規定を準用する。この場合において、同項第四号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、第五号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、第六号中「防護区域」とあるのは「防護区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」とあり、第七号中「防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内」と、第八号中「防護区域内」とあり、第九号中「前各号の措置は」とあるのは「第一項の表第七号から第九号までの特定核燃料物質（同表第八号ハ及びニに掲げる物質並びに同表第九号に掲げる物質のうち照射された同表第八号ハ及びニに掲げる物質に係るもの（照射直後にその表面から一米ートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であったものに限る。）を除く。）を取り扱う場合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。
- 一 防護区域を定めること。
- 二 防護区域の周辺に、立入制限区域を定め、当該立入制限区域を柵等の障壁によって区画すること。

- 三 見張人に防護区域及び立入制限区域の出入口を常時監視させること。ただし、出入口に施錠した場合は、この限りでない。
 - 四 特定核燃料物質が貯蔵され又は保管廃棄されている施設（以下この号において「貯蔵施設等」という。）については、次に掲げる措置を講ずること。
 - イ 貯蔵施設等に立ち入ることが特に必要な者として当該貯蔵施設等に立ち入ることを認められた者以外の者の当該貯蔵施設等への立ち入りを禁止すること。
 - ロ 見張人に、監視装置の有無並びに貯蔵施設等における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該貯蔵施設等の周辺を巡視させること。
 - 五 特定核燃料物質の防護に関する関係機関への連絡は、二以上の連絡手段により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。
- （発電用原子炉主任技術者の選任等）
- 第十七条の二 法第四十三条の二十六第一項の規定による発電用原子炉主任技術者の選任は、発電用原子炉ごとに行うものとする。ただし、複数の発電用原子炉について兼任することを妨げない。
- 二 法第四十三条の三の二十六第一項の原子力規制委員会規則で定める実務の経験は、第一号から第四号までに掲げる期間が通算して三年以上であることとする。
- 一 発電用原子炉施設の施設管理に関する業務に従事した期間
 - 二 発電用原子炉の運転に関する業務に従事した期間
 - 三 発電用原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務に従事した期間
 - 四 発電用原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務に従事した期間
- 三 法第四十三条の三の二十六第二項において読み替えて準用する法第四十条第二項の規定による届出書の提出部数は、正本一通とする。
- （事故故障等の報告）
- 第十八条 法第六十二条の三の規定により、発電用原子炉設置者（旧発電用原子炉設置者等を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく原子力規制委員会に報告しなければならない。
- 一 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。

- 二 核燃料物質（五号炉及び六号炉に係るものを除く。）が臨界に達し又は達するおそれがあるとき。
- 三 発電用原子炉設置者が、発電用原子炉施設のうち実施計画に定められたものの点検を行った場合において、発電用原子炉施設の安全を確保するために必要な機能を有していないと認められたとき。ただし、核燃料物質等の漏えいを防止するための機能を有していないと認められた場合であつて、第十号ただし書又は第十一号ただし書のときを除く。
- 四 火災により発電用原子炉施設のうち実施計画に定められたものの故障があつたとき。ただし、当該故障が消火又は延焼の防止の措置によるときを除く。
- 五 前二号のほか、発電用原子炉施設の故障（発電用原子炉施設の運転に及ぼす支障が軽微なものを除く。）により、運転上の制限を逸脱したとき、又は運転上の制限を逸脱した場合であつて、当該逸脱に係る実施計画で定める措置が講じられなかったとき。
- 六 発電用原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、気体状の放射性廃棄物の実施計画に定められた方法による排出の状況に異状が認められたとき又は液体状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異状が認められたとき。
- 七 気体状の放射性廃棄物（五号炉及び六号炉に係るものを除く。）を排出した場合において、周辺監視区域外の空气中の放射性物質の濃度が第十六条第四号の濃度限度を超えたとき。
- 八 気体状の放射性廃棄物（前号に規定するものを除く。）を排気施設によつて排出した場合において、周辺監視区域外の空气中の放射性物質の濃度が第十六条第四号の濃度限度を超えたとき。
- 九 液体状の放射性廃棄物を排水施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が第十六条第七号の濃度限度を超えたとき。
- 十 核燃料物質等が管理区域外で漏えいしたとき。ただし、漏えいした液体状の核燃料物質等に含まれる放射性物質の濃度が実施計画において定められた排水の基準を超えなかつたときを除く。
- 十一 発電用原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等（気

- 体状のものを除く。）が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するときは（漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたときを除く。）を除く。
 - イ 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大せず、かつ、地下に浸透しなかつたとき。
 - ロ 漏えいした液体状の核燃料物質等に含まれる放射性物質の濃度が実施計画において定められた排水の基準を超えなかつたとき。
- ハ 漏えいした核燃料物質等の放射エネルギーの量その他漏えいの程度が軽微なとき。
- 九 漏えいした核燃料物質等の放射エネルギーの量その他漏えいの程度が軽微なとき。
- 十 漏えいした核燃料物質等の放射エネルギーの量その他漏えいの程度が軽微なとき。
- 十一 漏えいした核燃料物質等の放射エネルギーの量その他漏えいの程度が軽微なとき。
- 十二 発電用原子炉施設（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉並びにこれらの附属施設を除く。）の故障その他の不測の事態が生じたことにより、気体状の核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するときは（漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。
 - イ 気体状の核燃料物質等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る換気設備の機能が適正に維持されているとき。
 - ロ 漏えいした核燃料物質等の放射エネルギーの量その他漏えいの程度が軽微なとき。
- 十三 発電用原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、管理区域内に立ち入る者について被ばくがあつたときであつて、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては五ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては〇・五ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき。
- 十四 放射線業務従事者について第十條第一項第一号の線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。
- 十五 前各号のほか、発電用原子炉施設に関し人の障害（放射線障害以外の障害であつて入院治療を必要としないものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(実施計画検査)
第十八条の二 法第六十四条の三第七項の検査

(以下「実施計画検査」という。)は、次に定めるところにより行う。

- 一 発電用原子炉施設のうち実施計画に定められたものの使用の開始前に、当該発電用原子炉施設を使用しようとする者の申請を受けて、その工事及び性能について検査を行うこと。
- 二 発電用原子炉施設のうち実施計画に定められたものの使用を開始した後、当該発電用原子炉施設の性能について検査を行うこと。
- 三 保安のための措置の実施状況について検査を行うこと。
- 四 特定核燃料物質の防護のための措置の実施状況について検査を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、発電用原子炉施設の保安又は特定核燃料物質の防護のための措置が実施計画に従って行われているかどうかを確認するために必要な検査を行うこと。

2 実施計画検査のうち、前項第二号から第四号までに掲げる検査については、毎年度一回以上行うものとする。

(使用前検査の申請)

第十九条 前条第一項第一号の検査(第二十六条に規定する溶接検査及び第二十九条第一項に規定する輸入溶接検査を除く。以下「使用前検査」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 発電用原子炉施設の設置又は変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地
 - 三 申請に係る発電用原子炉施設の概要
 - 四 法第六十四条の三第一項又は第二項の認可の年月日
 - 五 使用前検査を受けようとする工程、期日及び場所
 - 六 申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期
- 2 前項の申請には、次の各号に掲げる事項を説明する書類を添えて提出しなければならない。
- 一 工事の工程
 - 二 前号の工程における放射線管理(改造又は修理の工事に関するものに限る。)

3 第一項の申請書又は前項各号の書類の内容に変更があった場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。

4 第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本一通とする。

(使用前検査の実施)
第二十条 使用前検査は、次の表の上欄に掲げる工事の工程において、同表の下欄に掲げる検査事項について行うものとする。

工事の工程	検査事項
一 実施計画に定められた発電用原子炉施設の構造、機能施設については、構又は性能を確認する検査の造、強度又は漏えいうち次に掲げるものに係る試験をする	一 材料検査 二 寸法検査 三 外観検査 四 組立て及び据付け状態を確認する検査 五 漏圧検査 六 耐えい検査
二 実施計画に定められた発電用原子炉施設の運転に必要な施設設備の組立てが完了した時	三 実施計画に定められた発電用原子炉施設の総合的な性能を確認する検査その他工務の完了を確認するために必要な検査
2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、使用前検査を受けることを要しない。	一 発電用原子炉施設を試験のために使用する場であつて、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。
二 発電用原子炉施設の一部が完成した場合であつて、その完成した部分を使用しなければならぬ特別の理由がある場合(前号に掲げる場合を除く。)	二 発電用原子炉施設であつて輸入したものの当該溶接を除く。)
三 発電用原子炉施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前検査を受けないで使用することができ旨を指示した場合	三 発電用原子炉施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前検査を受けないで使用することができ旨を指示した場合

第二十一条 削除
(使用前検査実施要領書)

第二十二条 原子力規制委員会は、第十九条第一項の申請書の提出を受けた場合には、使用前検査の実施に当たつての方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

第二十三条 削除
(使用前検査終了証)

第二十四条 原子力規制委員会は、使用前検査を終了したと認めるときは、使用前検査終了証を交付する。

第二十五条 第二十条第二項第一号又は第二号の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 使用しようとする発電用原子炉施設の設置又は変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 使用しようとする発電用原子炉施設の概要
- 四 法第六十四条の三第一項又は第二項の認可の年月日
- 五 申請に係る発電用原子炉施設の使用開始の予定年月日及び使用期間
- 六 使用の方法

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。ただし、その申請が試験のための使用以外の使用に係る場合は第二号の書類を添付することを要しない。

- 一 使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類
- 二 試験項目及び試験工程表
(溶接検査を受ける発電用原子炉施設)
- 第二十六条 第十八条の二第一項第一号の検査のうち、発電用原子炉施設の溶接(溶接をした発電用原子炉施設であつて輸入したものの当該溶接を除く。)
- 三 申請に係る発電用原子炉施設は、(以下「溶接検査」という。)を受ける発電用原子炉施設は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 原子炉本体又は原子炉格納施設に属する容器
- 二 原子炉本体に属する容器又は原子炉格納容器に取り付けられる管のうち、それが取り付けられる当該容器から最も近い止め弁までの部分

三 実施計画に定められた発電用原子炉施設に属する容器又は管であつて、非常時に安全装置として使用されるもの(前号に規定するものを除く。)

四 実施計画に定められた発電用原子炉施設に属する容器(前号に規定するものを除く。)

又はこれらの施設に属する外径六十一ミリメートル(最高使用圧力九十八キロパスカル未満の管)であつては、百ミリメートルを超え、管(前二号に規定するものを除く。)

内包する放射性物質が液体中にある場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル(その内包する放射性物質が液体中にある場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル)未満のものうち、次に定める圧力以上の圧力を加えられる部分(以下「耐圧部分」という。)

イ 水用の容器又は管であつて、最高使用温度百度未満のものについては、最高使用圧力九百六十キロパスカル

ロ 液化ガス(通常の使用状態での温度における飽和圧力が百九十六キロパスカル以上であつて、現に液体の状態であるもの又は圧力が百九十六キロパスカルにおける飽和温度が三十五度以下であつて、現に液体の状態であるもの)をいう。以下同じ。

ハ イ又はロに規定する容器以外の容器については、最高使用圧力九十八キロパスカル

ニ イ又はロに規定する管以外の管については、最高使用圧力九百八十キロパスカル(長手継手の部分にあつては、四百九十キロパスカル)

六 非常用電源設備又は補機駆動用燃料設備(非常用電源設備に係るものを除く。)に属するもの

る容器のうち、耐圧部分について溶接をするもの
七 非常用電源設備、火災防護設備又は浸水防護施設に係る外径百五十ミリメートル以上の管のうち、耐圧部分について溶接をするもの
(溶接検査の申請)

第二十七條 溶接検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 溶接検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、最高使用圧力、最高使用温度及び内包する放射性物質の濃度
- 三 溶接工程表
- 四 溶接検査を受けようとする事項、期日及び場所

二 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
一 溶接設備の種類及び容量、溶接部の設計及び溶接施工並びに溶接を行う者の氏名を記載した溶接明細書

二 溶接検査を受けようとする容器又は管の構造図

三 溶接部の設計図

四 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

四 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

第二十八條 溶接検査は、次の各号に掲げる工程ごとに行う。ただし、原子力規制委員会がやむを得ないと認めるときは、次の各号に掲げる工程に代えて、原子力規制委員会が適当と認める工程によることができる。

- 一 溶接作業を行うとき(第二十六条第五号に規定する容器又は管についての漏止め溶接に係る場合及び溶接作業の標準化、溶接に使用する材料の規格化等の状況により、原子力規制委員会が支障がないものとしてこの工程における溶接検査を受けないで容器又は管を使用することを承認した場合を除く。)
- 二 非破壊試験を必要とする溶接部については、非破壊試験を行うことができる状態になったとき。

三 突合せ溶接部については、機械試験を行うことができる状態になったとき。

四 耐圧試験を行うことができる状態になったとき(第二十六条第五号に規定する容器又は管についての漏止め溶接に係る場合を除く。)

二十九條 第十八條の二第一項第一号の検査のうち、溶接をした発電用原子炉施設のうち第二十六条各号に掲げるもの(以下「輸入溶接検査」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 溶接施工工場の名称及び所在地
- 三 輸入溶接検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、最高使用圧力、最高使用温度及び内包する放射性物質の濃度

二 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、溶接検査を受けることを要しない。
一 溶接作業の標準化、溶接に使用する材料の規格化等の状況により、原子力規制委員会が支障がないと認め溶接検査を受けないで使用する旨の指示をした場合

二 次に掲げる設備を、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出て発電用原子炉施設として使用する場合
イ ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和四十七年労働省令第三十三号)第七条第一項若しくは第五十三条第一項の溶接検査に合格した設備又は同規則第八十四条第一項(同規則第九十条の二において準用する場合を含む。)の検定を受けた設備
ロ 発電用原子炉施設(一般高压ガス保安規則(昭和四十四年通商産業省令第五十三号)第二条第一号、第二号又は第四号に規定するガスを内包する液化ガス設備に係るものに限る。)であつて、高压ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第五十六条の三の特定設備検査に合格し、又は同法第五十六条の六の十四第二項(同法第五十六条の六の二十二第二項において準用する場合を含む。)の規定による特定設備基準適合証の交付を受けたもの

三 漏止め溶接のみを受けた第二十六条第五号に規定する容器又は管(耐圧部分についてその溶接のみを新たに含むものを含む。)を使用する場合

二十九條 第十八條の二第一項第一号の検査のうち、溶接をした発電用原子炉施設のうち第二十六条各号に掲げるもの(以下「輸入溶接検査」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 溶接施工工場の名称及び所在地
- 三 輸入溶接検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、最高使用圧力、最高使用温度及び内包する放射性物質の濃度

四 輸入溶接検査を受けようとする事項、期日及び場所

二 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
一 溶接の方法に関する説明書

三 溶接部の設計図

四 溶接(第二十六条第五号に規定する容器又は管についての漏止め溶接を除く。)についての材料試験、開先形状の検査、溶接施工方法の検査(溶接部の設計及び溶接の方法の検査をいう。)、非破壊試験(第二十八条第一項第二号に規定する溶接部に関するものに限る。)、機械試験(突合せ溶接部に関するものに限る。)、及び耐圧試験の結果に関する資料並びに溶接後熱処理の方法に関する説明書

三 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。
四 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

三十條 削除

三十一條 原子力規制委員会は、第二十七条第一項又は第二十九条第一項の申請書の提出を受けた場合には、溶接検査又は輸入溶接検査の実施に当たつての方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

三十二條 削除

三十三條 原子力規制委員会は、溶接検査又は輸入溶接検査を行い、終了したと認めるときは、溶接検査又は輸入溶接検査の終了証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。

三十四條 削除

三十五條 削除

第三十六條 削除

第三十七條 削除

第三十八條 削除

第三十九條 削除

第四十條 削除

第四十一條 削除

第四十二條 法第六十四条の三第八項において準用する法第六十一条の二の二第四項の身分を示す証明書の様式は、別記様式によるものとする。

附則 (施行期日)
この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第十七條第二項第十六号の規定 平成二十五年十二月二十九日
二 第十七條第二項第十五号及び第二十二号の規定 平成二十六年三月三十日
(経過措置)

この規則の適用の日前に法第三十四条の規定により記録した実用炉規則第七條第一項の表の上欄に掲げる事項の保存については、なお従前の例による。

この規則の適用の際現に実用炉規則第十二條第三号の規定により原子力規制委員会が指定する者の認定を受けている者は、第十四條第一項第三号の規定により原子力規制委員会が告示で定める基準に適合したものとみなす。この場合において、当該基準に適合した者に係る有効期限内については、なお従前の例による。

この規則の適用の日前に実用炉規則第十一條の二第一項の規定により策定された原子炉施設の保全のために実施すべき措置に関する十年間の計画は、第十三條第一項の規定により策定された十年間に実施すべき当該原子炉施設についての保守管理に関する方針とみなす。

附則 (平成二五年六月二八日原子力規制委員会規則第四号) 抄

制委員会規則第四号) 抄

(施行期日)
第一条 この規則は、原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号。以下「設置法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成二十五年七月八日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二十一条中東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則(以下「東京電力福島第一原子炉施設規則」という。第十七條第二項第十六号の改正規定 平成二十五年十二月二十九日
- 二 第二十一条中東京電力福島第一原子炉施設規則第十七條第二項第十五号の改正規定 平成二十六年三月三十日

第二十一条中東京電力福島第一原子炉施設規則第十七條第二項第十五号の改正規定 平成二十六年三月三十日

第二十一条中東京電力福島第一原子炉施設規則第十七條第二項第十五号の改正規定 平成二十六年三月三十日

第二十一条中東京電力福島第一原子炉施設規則第十七條第二項第十五号の改正規定 平成二十六年三月三十日

第二十一条中東京電力福島第一原子炉施設規則第十七條第二項第十五号の改正規定 平成二十六年三月三十日

第二十一条中東京電力福島第一原子炉施設規則第十七條第二項第十五号の改正規定 平成二十六年三月三十日

(経過措置)

第十六条 原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成二十五年政令第九十一号)第十一條の規定により設置法附則第二十三條第一項前段の規定による届出を要しないとされた者に対する第二十一條の規定による改正後の東京電力福島第一原子炉施設規則第十七條の二の規定の適用については、第四号新規制法第六十四條の三第一項の認可により認められた期間内は、なお従前の例による。

附則(平成二十五年二月六日原子力規制委員会規則第一六号)抄

(施行期日)

第一条 この規則は、原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号。以下「設置法」という。)附則第一條第五号に掲げる規定の施行の日(平成二十五年十二月十八日。以下「施行日」という。)から施行する。

附則(平成二十六年二月二八日原子力規制委員会規則第一号)

この規則は、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行の日(平成二十六年三月一日)から施行する。

附則(平成二十七年六月一日原子力規制委員会規則第五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成二十七年八月三十一日原子力規制委員会規則第六号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則(平成二十八年五月三〇日原子力規制委員会規則第六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成二十八年九月二一日原子力規制委員会規則第一〇号)抄

(施行期日) 第一条 この規則は、公布の日から施行する。(経過措置)

第二条 この規則の施行の際現に法第六十四條の三第一項の規定による実施計画の認可を受けている者(以下「実施計画認可者」という。)については、同条第二項による実施計画の変更の認可を、この規則による改正後の東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則(以下「新東

京電力福島第一原子炉施設規則」という。)第十七條第二項第十四号ロ、同項第十六号ハ、同項第二十二号ホ、同項第二十三号ホ及び同項第二十八号に掲げる措置に係るものについては平成二十九年三月三十一日までに、同項第一号に掲げる措置に係るものについては公布の日から起算して一年を経過する日までに申請しなければならない。

前項の規定により新東京電力福島第一原子炉施設規則第十七條第二項第十四号ロ、同項第十六号ハ、同項第二十二号ホ、同項第二十三号ホ及び同項第二十八号に掲げる措置に係る実施計画の変更の認可を申請した実施計画認可者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があった日までの間は、これらの規定は適用しない。

この規則による改正前の東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則(以下「旧東京電力福島第一原子炉施設規則」という。)第七條第二項第五号イの規定により行った証明書等の発行又は同項第二十七号の規定により行った業務上知り得る者の指定は、前項に規定する認可又は認可の拒否の処分があった日から起算して一年を経過する日までの間は、それぞれ新東京電力福島第一原子炉施設規則第十七條第二項第二十八号に掲げる措置を講じて行った証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定とみなすことができる。

第五項の規定により新東京電力福島第一原子炉施設規則第十七條第二項第一号に掲げる措置に係る実施計画の変更の認可を申請した実施計画認可者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があった日までの間は、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則(平成二十九年二月三日原子力規制委員会規則第二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成二十九年二月二二日原子力規制委員会規則第一七号)

(施行期日) 第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一條第四号に掲げる規定の施行の日(平成三十年十月一日)から施行する。ただし、別表第三に係る改正規定及び次条の規定は、公布の日から施行する。

この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。ただし、第四十四條の規定は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する規則(平成三十年原子力規制委員会規則第十一号)の施行の日(令和元年九月一日)から施行する。

(経過措置)

第二条 この規則(別表第三に係る改正規定にあつては、当該規定)の施行前に改正前のそれぞれの規則の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの規則の規定に相当の規定があるものは、改正後のそれぞれの規則の相当の規定によつてしたものとみなす。

附則(平成三〇年六月八日原子力規制委員会規則第六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(令和元年七月一日原子力規制委員会規則第三号)

この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。ただし、第四十四條の規定は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する規則(平成三十年原子力規制委員会規則第十一号)の施行の日(令和元年九月一日)から施行する。

附則(令和二年二月六日原子力規制委員会規則第四号)

(施行期日) 第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三條の規定の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

(経過措置) 第二条 この規則の施行前にこの規則による改正前の東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則(以下この条において「旧規則」という。)第三條第一項の規定により記録した同項の表の上欄に掲げる事項の保存については、この規則による改正後の東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則(以下この条において「新規則」という。)第三條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設(東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設)についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令(平成二十五年政令第五十三号)本則に規定する東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設をいう。)において発電用原子炉

設置者が行う保安活動(原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和二年原子力規制委員会規則第二号。以下この項において「品質管理基準規則」という。))第二條第二項第一号に規定する保安活動をいう。)については、品質管理基準規則第二條第四号に規定する品質マネジメントシステムを導入するための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十四條の三第二項による実施計画の変更の認可の申請に係る認可又は認可の拒否の処分があった日までの間は、新規規則第三條第一項の表第十号及び第五條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

この規則の施行の際現に旧規則第十四條第三号の規定により選任されている運転責任者は、新規規則第十四條第三号の規定により選任された運転管理責任者とみなす。

この規則の施行の前日までに旧規則第三十四條第一項の規定に基づいてされた申請に係る施設定期検査の実施については、なお従前の例による。

